16　両締約国間の紛争の解決について定める。（第一七条関係）
17　一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の紛争の解決について定める。（第一八条関係）
18　いずれの締約国も、自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要な措置をとることができること等について定める。（第一九条関係）
19　いずれの締約国も、国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生ずる場合等には、第一六条の規定に基づく義務に適合しない措置を採用し、又は維持することができること等について定める。（第二〇条関係）
20　締約国は、信用秩序の維持のための措置をとることができること等について定める。（第二一条関係）
21　この協定のいかなる規定も、両締約国が締結している知的財産の保護に関する多数国間協定に基づく権利を害し、及び義務を免れさせない旨定める。（第二二条関係）
22　第九条1から3まで及び第一三条の規定並びに裁判所の裁判を受ける権利に関する無差別待遇は、租税に係る課税措置について適用すること等について定める。（第二三条関係）
23　合同委員会の設置等について定める。（第二四条関係）
24　投資環境改善小委員会の設置等について定める。（第二五条関係）
25　一方の締約国は、健康、安全及び環境に関する国内措置の緩和等を通じて他方の締約国の投資家による投資を奨励することを差し控えること等について定める。（第二六条関係）
26　一方の締約国は、他方の締約国の投資家であって当該他方の締約国の企業であるものが第三国の者によって所有等され、かつ、一定の場合に該当すると認めるときは、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この協定による利益を否認することができる旨定める。（第二七条関係）
27　この協定の発効要件等について定める。（第二九条関係）
28　第三条、第四条、第六条等により課される義務に適合しない措置に関し各締約国が付する留保について定める。（附属書Ⅰ及び附属書Ⅱ関係）
29　収用に係る第一三条の解釈基準について定める。（附属書Ⅲ及び附属書Ⅳ関係）

条約

投資の促進、保護及び自由化に関する日本国とペルー共和国との間の協定をここに公布する。

御名御璽

平成二十一年十一月十三日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

条約第十一号

投資の促進、保護及び自由化に関する日本国とペルー共和国との間の協定

日本国及びペルー共和国は、

両国間の経済関係を強化するために投資を更に促進することを希望し、

それぞれの国の投資家による他方の国の区域内における投資を拡大するための安定した、衡平な、良好なかつ透明性のある条件を更に作り出すことを意図し、

両国における投資家の発意を促し、及び繁栄を促進する上で投資の漸進的な自由化を図ることが一層重要になっていることを認識し、

それぞれの国が、他方の国の投資家の投資財産及び投資活動に関して負うこととなった義務の遵守及び履行の重要性を認識し、

一般に適用される健康上、安全上及び環境上の措置を緩和することなしに、これらの目的を達成することが可能であることを認識し、

両国間の投資を促進する上で労働者と使用者との間の協調的な関係が重要であることを認識し、

この協定が外国投資に関する国際的な規則の発展についての国際的な協力の強化に寄与するものとなることを希望し、

この協定が両国間の新たな経済上の連携の起点となることを信じて、

次のとおり協定した。

第一条　定義

この協定の適用上、

(1)　「投資財産」とは、投資家により、直接又は間接に所有され、又は支配されているすべての種類の資産であって、資本その他の資源の約束、収益若しくは利得についての期待又は危険の負担等の投資としての性質を有するものをいい、次のものを含む。

(a)　企業及び企業の支店

(b)　株式、出資その他の形態の企業の持分（その持分から派生する権利を含む。）

(c)　債券、社債、貸付金その他の債務証書（その債務証書から派生する権利を含む。）であって、次のいずれかの場合に該当するもの。ただし、当初の償還期間の長短にかかわらず、締約国又は公的企業が発行する債務証書は含まない。

(i)　債務証書上の債務を負う企業が投資家と提携している場合

(ii)　債務証書上の当初の償還期間が十二箇月以上である場合

注釈　この(c)の規定にかかわらず、

(A)　金融機関に対する貸付金又は金融機関が発行する債務証書は、当該金融機関が所在する区域の締約国により規制上の自己資本として扱われる場合に限り、投資財産である。

(B)　金融機関が貸し付ける貸付金又は金融機関が所有する債務証書（(A)に規定する金融機関に対する貸付金又は金融機関が発行する債務証書を除く。）は、投資財産ではない。

(C)　締約国若しくは公的企業に対する貸付金又はこれらが発行する債務証書は、投資財産ではない。